

サービス・ラーニング実習に関する協定書

学校法人国際基督教大学サービス・ラーニング・センター（以下「甲」という）と天龍村（以下「乙」という）は、サービス・ラーニングの実施について、以下のとおり合意する。

第1条 目的

本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域課題の解決及び地域活性化並びに大学の教育・研究の充実を図り、持続可能な地域社会の発展、人材の育成に寄与することを目的とする。具体的には、天龍村が策定する各種戦略等および持続可能な開発目標（SDGs）に沿ったサービス活動を行う。

第2条 実習生の受け入れ

- 乙は、甲がサービス・ラーニング実習のために派遣する学生およびJapan Summer Service-Learningプログラムに参加する甲の海外協定校の学生（以下「実習生」）を受け入れる。
- 実習生受け入れ期間中、活動内容、学習成果の確認および協議を目的に、甲の教員が引率、視察を依頼する場合がある。甲は乙に事前に依頼し、双方協議の上その日程および内容について決定する。
- 乙は、甲から提供された実習生の個人情報を実習目的以外には使用しない。

第3条 実習時期および実習人数

実習時期、人数については甲乙協議の上、適切な実習時期を決定することとする。

第4条 実習内容

実習生は、次の各号に定める事項を中心に、実習内容を検討する。

- 地域課題解決による地域振興・地方創生への貢献及び調査研究に関する事項
- 学生のむらづくり参画を通じた人材還流の促進に関する事項
- 各施策、教育・研究活動の前進・発展による地域社会における価値の創造に関する事項
- 教育・生涯学習に関する事項
- 国際交流の推進、多文化共生に関する事項
- 乙の東京圏におけるプロモーション、地域産品の販路拡大に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要となる事項

第5条 実習生の指導及び評価

甲・乙は実習期間及び事前・事後に次に掲げる役割を担う。

- 甲の役割
 - 実習生募集に関する広報活動
 - 適切な実習生の選抜
 - 実習生への事前準備に関する助言、アドバイス
 - 実習前後における、サービス・ラーニングに関する授業の開講
 - 実習中の遠隔からの指導、緊急時の対応
- 乙の役割
 - 実習生との事前の準備に関する打合せ
 - 滞在先及び移動手段の手配・調整
 - 実習中の監督、指導、アドバイス、緊急時の対応
 - 実習生の評価
 - 実習生によるレポートとりまとめにあたっての追加的な資料収集への協力

第6条 報酬及び費用弁償等

実習生の実習は無報酬とし、乙は、実習生の賃金・旅費その他の経費を負担しない。ただし遠隔地で実習が行われる場合、乙に実習生の旅費・宿泊施設等の負担措置があればこれに従う。

第7条 実習生の義務

甲・乙は協力して、実習生の義務を全うすることを監督する。

- 実習生は、乙の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
- 実習生は、乙の職務の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。
- 実習生は、実習中（事前活動・事後活動時を含む）に知り得た秘密について、実習中も実習後も外部に漏らしてはならない。
- サービス活動に支障のないよう甲と乙の健康管理の指示に従う。

第8条 実習の中止

乙は、実習生の不適切な行動により、乙の業務に支障をきたす畏れがある場合、または実習生が指示に従わない場合、実習を中止することができる。その場合、速やかに甲の担当者に連絡するものとする。

第9条 実習中における事故責任等

乙は、実習生の実習中（出退勤中を含む）の災害、事故、病気、その他不慮の出来事に対して責任を負わない。実習生は本人加入の保険により対処する。パンデミック等の緊急事態においてサービス・ラーニングを実施する場合は、甲と乙が協力して、サービス活動を可能な限り円滑に行えるような体制をとる。

第10条 広報活動の協力

乙は、甲が次の項目について広報媒体等に掲載することを許諾する。

乙の機関名、実習生の派遣実績数、活動概要、体験談、活動中の写真、乙ホームページのリンク等。掲載内容は、第5条第2、3項に準ずる。

第11条 有効期間

本協定書の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、甲・乙で事前に協議した上で、期限を定めて更新することができる。

第12条 緊急連絡先

実習中に緊急事態が発生した場合は、甲・乙は、次の連絡先に従って連絡するものとする。

甲の連絡先
国際基督教大学サービス・ラーニング・センター

乙の連絡先
天龍村役場 地域振興課

第13条

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲・乙で協議の上決定するものとする。

附則

本協定は、締結の日から発効する。本協定の締結を証するため、本協定書を二通作成し、甲・乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ一通を保管するものとする。

長野県下伊那郡天龍村

長野県下伊那郡天龍村平岡878番地

村長 永嶺誠一

2021年 2月 3日 署名

永嶺誠一

国際基督教大学 サービス・ラーニング・センター長

東京都三鷹市大沢3-10-2

サービス・ラーニング・センター長 西村幹子

2021年 2月 3日 署名

西村幹子